

**● 24年分年末調整、所得税確定申告の必要書類**

給与所得者の年末調整や、個人事業者等の所得税確定申告で必要となる主な添付書類等は以下の通りとなっています。これらは10月～翌1月頃に送られてきます。

年末調整または確定申告		主な添付書類等
	平成24年分で前職の給与がある場合	・前職の源泉徴収票
	一般の生命保険料がある場合	・保険料控除証明書（一般用）
	介護医療保険料がある場合	・保険料控除証明書（介護医療用）
	個人年金保険料がある場合	・保険料控除証明書（個人年金用）
	地震保険料・旧長期損害保険料がある場合	・保険料控除証明書
	国民年金、国民年金基金がある場合	・控除証明書（それ以後に現金納付した場合は納付書も必要）
	国民健康保険がある場合	・平成24年中の支払額（証明書は不要）
	小規模企業共済等がある場合	・掛金証明書
	住宅ローン控除がある場合（2年目以降）	・借入金残高証明書 ・年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書
確定申告		主な添付書類等
	給与がある場合（確定申告する場合）	・給与の源泉徴収票
	公的年金等がある場合	・公的年金等の源泉徴収票
	株式等の譲渡・配当がある場合	・特定口座年間取引報告書 ・配当金計算書
	報酬がある場合	・報酬の支払調書
	年間医療費の支払が合計所得金額の5%（または10万円と少ない方）以上ある場合	・医療費の領収書
	特定寄付金のある場合	・特定寄付金控除証明書

と については同居親族分をまとめることができます。

住宅ローン控除の1年目は確定申告となります。

**税務カレンダー**

	内容	備考
11月	所得税予定納付（第2期） 個人事業税納付（第2期）	減額申請ができます。
12月	年末調整	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。